

会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山景観保全管理方針策定検討会 設置要綱

(目的)

第1条 尾瀬国立公園に新たに編入された会津駒ヶ岳や田代山・帝釈山地域（以下「編入域」）の良好な自然環境を保全するために、登山道やその沿線の適正な保全と利用に向けて講ずべき対策（管理方針）等について検討するため、会津駒ヶ岳景観保全管理方針策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(会務)

第2条 検討会は、編入域の良好な自然環境を保全するために、登山道やその沿線の適正な保全と利用に向けて、登山利用等による人為的影響の予測を行うと共に、利用や整備による人為的影響をポイント毎に把握し、課題の抽出を行い、講ずべき対策（管理方針）等について検討を行い、その結果を環境省へ報告するものとする。

(検討会の構成等)

- 第3条 検討会は、別表に掲げる検討委員をもって構成する。
- 2 本検討会の事務局は関東地方環境事務所内に置く。
 - 3 検討会に委員長を置く。
 - 4 委員長は、事務局が選出するものとする。
 - 5 委員長及び委員の任期は、委嘱の日から事務局が定める日までとする。

(委員長の職務)

- 第4条 委員長は、検討会の会務を掌理する。
- 2 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(招集)

第5条 検討会の招集は、事務局が行う。

(議事の公開)

第6条 検討会の議事は公開とする。ただし、検討委員全員の総意により本検討会関係者以外の者に対して非公開とすることができる。

(代理出席)

第7条 検討委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。

(関係者の参加)

第8条 委員長は、議事運営上必要があると判断した場合は、議事に関係する者を検討会に参加させることができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

平成20年度 会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山景観保全管理方針策定検討会委員名簿

(検討委員)

役職	氏名	所属・職名
委員長	檜村 利道	福島大学 名誉教授
委員	黒沢 高秀	福島大学 准教授
委員	佐藤 守孝	福島県生活環境部自然保護課 課長
委員	江連 勝明	栃木県環境森林部自然環境課 課長
委員	湯田 芳博	福島県 南会津町長
委員	星 光祥	福島県 檜枝岐村長
委員	斎藤 文夫	栃木県 日光市長
委員	辻村 千尋	財団法人日本自然保護協会 保護プロジェクト部
委員	長内 寛	尾瀬ガイドツアーズwith南東北 代表
委員	星 一彰	福島県自然保護協会 会長
委員	緒方 陸夫	三井物産株式会社 CSR推進部 社有林・環境基金室 マネージャー
委員	笛田 浩行	財団法人 尾瀬保護財団 事務局長
委員	鹿野 久男	財団法人 国立公園協会 理事長

(オブザーバー)

氏名	所属・職名
中村 昌有吉	会津森林管理署南会津支署 支署長
北本 浩	日光森林管理署 署長